

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課) 一

○消防学校規則の一部を改正する規則

(消防課) 一

○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行

細則の一部を改正する規則

(防災砂防課) 一

訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課) 二

規 則

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年一月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則(昭和三十五年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第二十八号ロ中「通知」の下に「及び公表」を加え、同号ニ中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同号ホ中「第十三条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同号ヘ中「第十三条第二項」を「第十四条第二項」に改め、同号ト中「第十四条」を「第十五条」に改め、同号チ中「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同号リ中「第十六条第三項」を「第十七条第三項」に改め、同号ヌ中「第十七条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同号ル中「第十七条第二項」を「第十八条第二項」に改め、同号ヲ中「第十九条」を「第二十条」に改め、同号ワ中「第二十条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同号カ中「第二十一条第一項」を「第二十二条第一項」に改

め、同号ヨ中「第二十二条」を「第二十三条」に改め、同号ネ中「第二十九条第二項」を「第三十一条第二項」に改め、同号中ネをナとし、同号ツ中「第二十九条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同号中ツをネとし、同号ソ中「第二十八条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同号中ソをツとし、同号レ中「第二十六条第二項」を「第二十八条第二項」に改め、同号中レをソとし、同号タ中「第二十六条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同号中タをレとし、ヨの次に次のように加える。

タ 第二十七条第一項の規定による土砂災害警戒情報の通知等

第十八条第一項第二十八号に次のように加える。

ラ 第三十二条の規定による助言

附 則

この規則は、平成二十七年一月十八日から施行する。

消防学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年一月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三号

消防学校規則の一部を改正する規則

消防学校規則(昭和四十六年宮城県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「(教育基本計画等)」に改め、同条中「毎年度の教育訓練計画」を「五年ごと」、消防学校の教育訓練に関する基本的な計画(以下「教育基本計画」という。)に改め、同条に次の一項を加える。

2 校長は、教育基本計画に基づき、毎年度、教育訓練実施計画を定め、知事の承認を受けなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年一月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（平成十七年宮城県規則第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十一条第二項及び第二十八条第二項」を「第二十二条第二項及び第三十条第二項」に改める。

様式第一号中「第21条第1項及び第28条第1項」を「第22条第1項及び第30条第1項」に改める。

様式第五号中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改める。

様式第六号中「第16条第1項」を「第17条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年一月十八日から施行する。
（経過措置）

2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（以下「旧規則」という。）様式第一号による身分証明書は、その有効期限内においては、改正後の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（以下「新規則」という。）の規定によるものとみなす。

3 旧規則の規定による様式第五号及び様式第六号で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、新規則の規定によるものとみなす。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第一号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年一月十六日

事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。
別表第一総務部長の消防課に係る専決事項の項第十一号中ロをハとし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 教育基本計画の承認（第二条）

別表第一消防課長の専決事項の項第十二号中「第二条」を「第二条第二項」に、「教育訓練計画」

を「教育訓練実施計画」に改め、同表土木部長の防災砂防課に係る専決事項の項第五号イ中「第六条」を「第七条」に改め、同号ロ中「第八条」を「第九条」に改め、同号ハ中「第十二条」を「第二十一条」に改め、同号ニ中「第二十五条」を「第二十六条」に改める。

別表第九土木事務所の地域事務所長の専決事項の項第二十六号イ中「及び」を「並びに」に改め、「通知」の下に「及び公表」を加え、同号ハ中「第九条」を「第十条」に改め、同号ニ中「第十三条」を「第十四条」に改め、同号ホ中「第十四条」を「第十五条」に改め、同号ヘ中「第十六条」を「第十七条」に改め、同号ト中「第十七条」を「第十八条」に改め、同号チ中「第十九条」を「第二十条」に改め、同号リ中「第二十条」を「第二十一条」に改め、同号ヌ中「第二十一条」を「第二十二条」に改め、同号ル中「第二十二条」を「第二十三条」に改め、同号カ中「第二十九条」を「第三十一条」に改め、同号中カをヨとし、同号ワ中「第二十八条」を「第三十条」に改め、同号中ワをカとし、同号ヲ中「第二十六条」を「第二十八条」に改め、同号中ヲをワとし、ルの次に次のように加える。

ヲ 土砂災害警戒情報の通知等（第二十七条）

別表第九土木事務所の地域事務所長の専決事項の項第二十六号に次のように加える。

タ 助言（第三十二条）

附 則

この訓令は、平成二十七年一月十八日から施行する。ただし、別表第一総務部長の消防課に係る専決事項の項及び同表消防課長の専決事項の項の改正規定は、同月十六日から施行する。